

2015年9月18日
日本福音ルーテル教会社会委員会

国家安全保障関連法案の成立と憲法改定についての見解

日本福音ルーテル教会社会委員会は、これまで、2012年に第二次安倍内閣が発足して以来の「国家安全保障」の問題をめぐる動きに対して、ことに2013年12月17日に公表された「国家安全保障会議」と閣議によって決定された「国家安全保障戦略」、及び安倍首相による靖国神社参拝をめぐる諸問題に対して、2014年2月21日に「現在の社会的・政治的状況における諸問題と社会委員会の見解」を発表し、国際社会における平和についての危惧を表明してきました。

また、2014年7月1日に閣議決定された「集団的自衛権の行使容認」について、2014年9月5日に「真の平和を実現するために—集団的自衛権の行使容認を懸念する—」と題する見解を表明してきました。

そして、2015年9月には、いよいよ「集団的自衛権の行使」を盛り込んだ安全保障関連法案が一括して国会の自民党・公明党などの多数派によって、世論調査によれば国民の6割以上が反対しているにもかかわらず承認されようとしています。

私たちは、こうしたことに対して、改めて「平和を愛する民」として大きな危惧を抱きます。

現代の国家の安全保障は国際社会の中での国家間相互のバランスと「平和への希求」によって保たれているものですが、「国際紛争を武力によって解決しない」という戦争の放棄と「武器をとって戦わない」という姿勢は、今後の国際平和、そして日本の平和のためには重要な意味をもっていると考えます。

ましてや、「武力行使容認」のための憲法第9条の改定などは、これまでの戦後の反省の上に積み重ねられた日本の平和主義を根底から覆し、平和実現の手段としての武力行使の容認に直結する重要な問題であると認識しています。

私たちは、先に、2006年の教会総会において「『日本国憲法』の前文および第9条の改定に反対する声明」を表明しましたが、今日の政治的・社会状況の中で、改めて、憲

法第9条が掲げる「戦争の放棄」と「武力の不行使」こそがこの世における平和実現のために重要であると認識しています。安全保障関連法案の国会審議と共に憲法改定問題が論議される中で、こうしたことを再度確認する必要があると思います。

私たちは、私たちの国である日本のもつ憲法第9条の平和主義こそが、国際社会の平和の実現のために大きな貢献を果たすものであると考えています。

聖書もまた、「国は国に向かって剣を上げず、もはや戦うことを学ばない」（イザヤ2：4）ことを旨とし、「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈る」（マタイ5：44）と教え、それによる真の平和の形成の道を示しています。それゆえ、私たちは、武力による平和実現ではなく、愛と祈りにおいての平和の実現を求めます。具体的には、武力による力の均衡を保つという方法ではなく、国際社会における人的交流や対話による相互共存の形成が重要であると考えます。その私たちの姿勢をもう一度、ここで確認したいと思います。それがこの問題についてのキリスト教会の姿勢であると確信しています。